

社会的な環境の変化により手帳に対する考え方が変わり、取得しやすくなったこと等が一因である。

問 直近3年で、障がいのある方々の一般就労者数、就労移行支援のサービス利用者数、就労継続支援A型、B型それぞれの利用者数は。

答 就労移行支援のサービス利用者数は、平成27年度30人、28年度51人、29年度68人。就労継続支援A型事業は、27年度84人、28年度91人、29年度116人。

就労継続支援B型事業は、27年度136人、28年度153人、29年度203人。

一般就労は、数字を把握していないが、県が委託している「なら中和障がい者就業・生活支援センター（ブリッジ）」の数字で説明すると、27年度20人、28年度18人、29年度14人。

問 県が委託している機関「ブリッジ」の就労状況の結果について市はどのように評価されているのか。

答 障がいがありながら一般就労されている方が多く、この数字だけで傾向を見ることは難しいが、すぐに一般就労するのではなく、一旦、福祉

的就労でワークション置くことで、無理なく就労することができ、多くの支援者がかわり、一般就労に向かうことができるというところが、一般就労が減少し、福祉的就労が大きく増加した要因であると考えられる。

問 平成28年度決算と30年度当初予算案を比べて、就労移行支援及びA、B型作業所、それぞれの各給付額と総額は。

答 就労移行支援は、平成28年度決算額6,478万4,000円に対し30年度予算案は7,250万8,000円。就労継続支援A型は、28年度決算額1億1,938万6,000円に対して、30年度予算案は1億4,309万1,000円。

就労継続支援B型は、28年度決算額1億6,592万2,000円に対して、30年度予算案は2億986万3,000円。

介護・訓練等給付費全体で見ると、28年度決算額16億2,023万円に対して、30年度予算案は18億9,350万円。

問 檀原市障がい者福祉基本計画に「雇用の場におけるサービス提供が画的で、障がい

特性を反映していない」と記載があるがこの課題についての考え方は。

答 さまざまな障がいの内容や特性を理解した上でサービスの提供を行い、県とも協力し働きかけていきたい。

問 A型作業所の収入は3種類あり1つ目が、自治体からの給付費。2つ目が雇用助成金。3つ目が事業所独自の売り上げがある。

法律では、市から事業所に給付される給付費をA型利用者の賃金に充ててはいけないうなっているが、市内の事業所でこれが確実に実現できているのか。

答 県からの情報等により、改善を要する状態にある事業所があることは認識している。事業所への訪問調査を実施し、経営改善計画書の作成を指示し改善を求めている。

問 障がいのある方々がさまざまな市の福祉サービスを受けるには支給決定を得る必要がある、その支給決定はどのような流れで行われているのか。また市内の福祉事業所、それぞれがどのような特徴を持ってしているのか。

資格の確認を行い、どのようなサービスを希望するのかわ聞き取り、障害区分認定調査後、受給者証を発行する。特徴把握には、市内24カ所の事業所に可能な限り視察等を行い作業内容等の把握に努めている。

問 障がいのある方一人一人の適性と、就労現場での作業内容がマッチング出来るためには市としてどのような取り組みをするべきか。

答 相談や事業所見学等を重ねた上で慎重に選定できるようなサポートしている。また、可能な限り事業所の視察等を行い作業内容や設備等についての把握に努めている。

問 今後、県と市の情報連携のあり方についての展望は。

答 県が事業所の監査、実地指導を行う際は、市に情報提供があり、今後もサービス提供が適正に行われているか把握し連携を図っていく。

問 就労支援分野で就労定着支援の制度が4月から始まるがこの新制度の概要について説明を。

答 就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の方で、生活面での課題

が生じる方に対し、家計、体調管理等の問題解決に向け必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う制度。

問 就労定着支援の利用周知について、福祉事業所又は、障がいのある方それぞれにどのように告知や周知を行う予定か。

答 福祉事業所に対しては、県から説明及び周知を行う予定。また障がい者の方に対しては、広報誌や窓口に来た方に対し徹底した周知を図る予定。

問 今後の一般就労者数の増加に向けての展望は。

答 相談支援の充実や関係機関との連携等一層の取り組みにより、本人の希望を反映した職場で就労でき、また長くその場に定着できるよう支援を推進したい。



檀原市障がい者福祉基本計画